加須市都市計画法第３２条に基づく公共施設管理者の同意及び協議に関する事務

　　　処理要領

（平成３０年９月１９日建設部長決裁）

改正　令和３年３月５日一部改正

（趣旨）

第１条　この要領は、市が管理する公共施設等について、都市計画法（昭和４３年法律第１００号。以下「法」という。）第３２条第１項の規定による公共施設管理者の同意及び同条第２項の規定による協議に関する市の事務手続について、法令その他別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（同意及び協議の申請）

第２条　法第３２条第１項の規定による同意及び同条第２項の規定による協議の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、都市計画法第３２条の規定に基づく同意申請書（様式第１号）及び都市計画法第３２条の規定に基づく協議申請書（様式第２号）（以下これらを総称して「申請書」という。）に別表の図書を添えて、市長に正本及び副本各１部を提出するものとする。ただし、申請書を同時に提出する場合は、都市計画法第３２条の規定に基づく同意申請書に添付する図書を省略することができる。

（申請書の審査及び受理）

第３条　市長は、申請者から申請書の提出があったときは、申請書の審査及び受理について、次の各号により処理するものとする。

　(１)　審査

　　ア　申請書の記載内容及び添付図書が適正であること。

　　イ　新たに設置し、又は整備する公共施設について、法、関係法令等に規定する基準に適合していること。

　(２)　受理

　　ア　申請書及び添付図書の審査の結果、適正と認めるときは、これを受理すること。

　　イ　申請書及び添付図書に不備等がある場合は、必要な指示をした上で審査し、適正と認めるときは、これを受理すること。

（同意の通知）

第４条　市長は、申請の内容が適正と認められるときは、都市計画法第３２条の規定に基づく同意書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（協議の締結）

第５条　市長は、協議の内容が適正と認め協議の締結をするときは、都市計画法第３２条の規定に基づく協議書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（内容の変更）

第６条　第２条から前条までの規定は、内容の変更について準用する。

（工事の完了検査）

第７条　申請者は、申請書に係る公共施設の工事が完了したときは、加須市開発行為に関する工事検査要綱（平成２２年３月２３日建設部長決裁）に基づき、検査を受けるものとする。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成３０年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の日の前日までに、市が締結した公共施設の管理者の管理に関する協議書に基づきなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和３年３月５日建設部長決裁）

１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の日の前日までに、市が締結した公共施設の管理者の管理に関する協議書に基づきなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 添付図書 | 道　路 | 水　路 | 下　水　道 | 上　水　道 | 公　園 | ごみ集積所 | 備　　　考 |
| 同意申請書 | 協議申請書 | 同意申請書 | 協議申請書 | 同意申請書 | 協議申請書 | 同意申請書 | 協議申請書 | 同意申請書 | 協議申請書 | 同意申請書 | 協議申請書 |
| 1 | 委任状 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | (代理者が行う場合）電話番号・ファックス番号を記入 |
| 2 | 案内図 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 付近の見取図（住宅地図等）方位及び位置を明記 |
| 3 | 公図の写し | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 最新で鮮明なもの、区域朱囲い、方位、縮尺、申請地及び隣地の地番・地目記入、転写年月日記入 |
| 4 | 土地登記事項証明書の写し | × | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | × | × | 〇 | × | × | × | 申請日以前６箇月以内のもの |
| 5 | 現況平面図 | × | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | × | × | 〇 | 〇 | × | × | 現況の公共施設の位置等記入 |
| 6 | 求積図（開発行為の全体面積） | × | 〇 | × | × | × | × | × | × | 〇 | 〇 | × | × | 実測図による三斜法又は座標計算、 区域朱囲い、面積（小数点第2位）、点間距離、縮尺等記入 |
| 7 | 土地利用計画図 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 公共施設の位置等記入、区域朱囲い、方位、道路（幅員、市道番号等（幅員4m未満の場合は、建築基準法第42条第2項道路か否か）、予定建築物の用途、既存建築物等の用途（除却建築物も明記）、給排水系統（給水・汚水・雑排水・雨水等）、桝の種類・寸法、泥溜寸法、擁壁の種類等明記、縮尺、建蔽率・容積率（指定値も記入）、点間距離、境界線名等記入、申請地及び隣地高さ（現況・計画）記入 |
| 8 | 公共施設の求積図 | × | 〇 | × | × | × | × | × | × | 〇 | 〇 | × | × | 道路・公園等 |
| 9 | 公共施設の構造図 | × | 〇 | × | 〇 | × | 〇 | × | × | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 道路・公園・ごみ集積所等 |
| 10 | 利害関係人の同意書の写し | × | × | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | × | × | × | × | × | × | 土地所有者等の同意書の写し |
| 11 | ごみ集積所の有効面積求積表 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 〇 | 〇 |  |
| 12 | 自治会代表者への説明済報告書 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 〇 | 〇 |  |
| 13 | その他参考となる図書 | × | 〇 | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | 開発行為等事前協議結果通知書の写し等 |

〇：必要　×：不要

別表（第２条関係）

様式第１号（第２条関係）

　　年　　月　　日

加須市長　様

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

都市計画法第３２条の規定に基づく同意申請書

　都市計画法の規定による開発行為の許可を申請するので、同法第３２条第１項の規定に基づき、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開発区域に含まれる地域の名称 | 加須市 |
| 予定建築物等の用途 |  |
| 車両の出入りする道路 |  |
| 排水方法 | 汚　水雨　水 |
| 給水方法 |  |
| 公園の面積 |  |
| ごみ集積所の有効面積 |  |

様式第２号（第２条関係）

　　年　　月　　日

加須市長　様

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

都市計画法第３２条の規定に基づく協議申請書

　都市計画法の規定による開発行為及び開発行為に関する工事により設置する公共施設の管理についい、同法第３２条第２項の規定に基づき、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開発区域に含まれる地域の名称 | 加須市 |
| 予定建築物等の用途 |  |
| 協議施設 | 種　　類 | 内　　　容 | 所有者 | 管理者 | 面積・個数 |
| 既　　　存 | 公共施設 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  | 計 |  |
| 新　　　設 | 公共施設 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  | 計 |  |

様式第３号（第４条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　加須市長　　　　　　　　　　印

都市計画法第３２条の規定に基づく同意書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった都市計画法第３２条第１項の規定に基づく同意申請について、次のとおり公共施設管理者として同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開発区域に含まれる地域の名称 | 加須市 |
| 予定建築物等の用途 |  |
| 車両の出入りする道路 |  |
| 排水方法 | 汚　水雨　水 |
| 給水方法 |  |
| 公園の面積 |  |
| ごみ集積所の有効面積 |  |
| （条　件） |  |

様式第４号（第５条関係）

　　第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　加須市長　　　　　　　　　　　印

都市計画法第３２条の規定に基づく協議書

　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　と管理者　加須市長　は、都市計画法に基づく開発行為及び開発行為に関する工事により設置される公共施設の管理に関し、同法第３２条第２項の規定に基づき、次のとおり協議しました。

１　公共施設等について

|  |  |
| --- | --- |
| 開発区域に含まれる地域の名称 | 加須市 |
| 予定建築物等の用途 |  |
| 協　議　内　容 |  |
| 協議施設 | 種　　　類 | 内　　　容 | 所有者(帰属先) | 管理者 | 面積・個数 |
| 既　　　存 | 公共施設 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  | 計 |  |
| 新　　　設 | 公共施設 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  | 計 |  |

　２　帰属について

　　　開発行為に関し必要となる公共施設は、事業者の負担により施工し、自ら管理するものを除き、市に無

　　償で帰属するものとする。

　３　所有権移転の登記について

　　　所有権移転の登記は、嘱託登記とし、嘱託書の作成事務等は管理者において行うものとする。

　　　嘱託登記申請をするまでの手続（分筆、合筆、抵当権等の所有権以外の権利の抹消、地目変更、登記義

　　務者への所有権移転等）及び登記嘱託申請行為については、申請者において行うものとする。

　４　管理の引渡しについて

　　　開発行為に関する公共施設が完成した後に工事完了検査に合格し、完了公告を受けた翌日をもって管理

　　者に対して公共施設の管理の引渡しは発生するものとする。

　　　また、申請者は、市への所有権移転嘱託登記申請を必ず行うものとする。

　５　瑕疵担保について

　　　管理の引渡しを受けた公共施設に瑕疵があった場合の補修等については、その引渡し後２年間は申請者

　　が行うものとする。

　６　その他

　　　公共施設の工事に関し、管理者は必要があるときは、その工事がこの協議書で定めるとおり行われてい

　　るか否かについて、確認することができるものとする。

　　　なお、工事を中止等した場合における公共施設の復元は、申請者が責任をもって行うものとする。